明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令（**厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通**四）　二

○森林法施行令別表第三林道の開設に要する費用の項第六号等に規定する林道網の枢要部分となるべき林道の開設又は拡張の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令（**農林水産**五九）　六

○公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令（**農林水産・国土交通**三）　七

○独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う宅地の造成の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令（**経済産業**四八）　九

○発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令（**同**四九）　一二

○鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令（**同**五〇）　一四

○港則法施行規則の一部を改正する省令（**同**四四）　三六

○国土交通省・環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通・環境**一）　四〇

〔告　示〕

○金融商品取引法第百五十六条の八十五第一項に規定する内閣総理大臣が指定する者を定める件（**金融庁**三四）　四〇

○金融商品取引法施行令第三十八条の二第二項の規定に基づき、特定金融指標のうち金融庁長官が指定するものを定める件（**同**三五）

○特定金融指標のうち外国為替及び外国貿易法第六条第一項第十三号に規定する債権の利率を定める件（**同**三六）

○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（**文部科学**一一三）　四二

○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（**国土交通**六九〇）　四三

○建築基準法の規定に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定等をした件（**同**六九一）

○倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示の一部を改正する告示（**同**六九二）　四五

○建築基準法の規定により指定構造計算適合性判定機関として指定した件（**関東地方整備局**二六五）

○道路に関する件（**同**二六六）

○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定の区分を変更する件（**同**二六七）

○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（**中部地方整備局**九八）　四六

○建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（**近畿地方整備局**一〇八）

○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（**中国地方整備局**七八）　四六

○道路に関する件（**四国地方整備局**七七～八一）

○道路に関する件（**九州地方整備局**九五）　四七

○道路に関する件（**北海道開発局**一〇一～一〇六）

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　四九

特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、弁理士登録、プログラムの著作物に係る登録、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　五〇

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、旅行業者営業保証金の権利実行申立て、旅行業者営業保証金の権利調査のための意見聴取会及び仮配当表関係　五三

会社その他
会社決算公告　五九